政令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百四十九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第三号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表二の第一の一の（一）のうし科の項中

「カプリコルニス・ミルネエドワルドスィイ	昭和	
カプリコルニス・ルビドゥス	昭和	
カプリコルニス・スマトラエンスィス（スマトラカモシカ）	昭和	
カプリコルニス・タル	昭和	
ケファロフス・イェンティンキ（カタシロダイカ）	平成	

を

「カプリコルニス・ミルネエドワルドスィイ	昭和	
カプリコルニス・ルビドゥス	昭和	
カプリコルニス・スマトラエンスィス（スマトラカモシカ）	昭和	
カプリコルニス・タル	昭和	
ケファロフス・イェンティンキ（カタシロダイカ）	昭和五八年七月四日	
ケファロフス・ジョンストニ（ジョンストンダイカ）	昭和	
ケファロフス・ドルソマクラトゥス（ナガオダイカ）	昭和	
ケファロフス・ナタリ（ナタールダイカ）	昭和	
ケファロフス・ニグリフロンス（クロアシダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・スペキオスス（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ピーリー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ブレイキー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ウォーターホウシー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ウォーターホウシー・ウォーターホウシー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ウォーターホウシー・ハーヴェイ（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ウォーターホウシー・ブレイキー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ウォーターホウシー・ピーリー（ハーヴェイダイカ）	昭和	
ケファロフス・ハーヴェイ・ブレイキー・ウォーターホウシー・スペキオスス